（仮称）静岡市一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定に係る市民参画手続の結果について

１　施策の案の名称

　　（仮称）静岡市一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

２　意見募集期間

令和６年７月５日から令和６年８月５日まで

３　提出された意見、その考慮の結果及び理由

　（１）意見の提出状況

　　ア　意見提出人数　13人

　　イ　意見数　　　　13件

　　ウ　提出方法　　　電子申請

（２）考慮の結果及び理由

　　　　別紙１のとおり

４　施策の案を作成した趣旨等

　 一時保護はこどもにとって不安の大きい状況であり、より手厚い対応が必要となることから、児童福祉法の一部改正（令和４年６月15日公布、令和６年４月１日施行）に伴い、一時保護施設の設備及び運営について、内閣府令で定める基準に従い、又は参酌して条例で基準を定めなければならないこととされ、国において、一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和６年３月27日公布、令和６年４月１日施行（以下「基準府令」という。））が定められた。

この基準府令を受け、児童福祉法第12条の４第２項の規定により、一時保護施設の設備及び運営に関する基準を条例で定めようとするものである。

５　施策等の内容

　　別紙２のとおり

６　施策等の公布等年月日

９月定例会上程

７　施策等の案と定めた施策等の差異及び理由

施策等の案と定めた施策等の差異はありません。

【お問い合わせ先】

　　　　　　　　　　　 〒420－0947　静岡市葵区堤町914番地の417

静岡市役所　子ども未来局

児童相談所　総務係

電　話　０５４－２７５－２８７４

ＦＡＸ　０５４－２７２－１６１０